

兵庫県耐震改修促進計画

(平成 28 年 3 月改定)

兵 庫 県

目次

- 1 計画の概要
 - (1) 計画改定の趣旨
 - (2) 計画の位置付け
 - (3) 計画の期間
- 2 今後発生が想定される地震の規模及び被害の状況
- 3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - (1) 耐震化の状況
 - ア 住宅
 - イ 多数利用建築物
 - (2) 目標設定の考え方
 - ア 住宅
 - イ 多数利用建築物
 - (3) 住宅の耐震化の目標
 - ア 耐震化率の目標
 - イ 意識啓発活動の目標
 - (4) 多数利用建築物の耐震化の目標
 - ア 耐震化率の目標
- 4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
 - (1) 基本的な取組方針
 - (2) これまでの施策の実施状況
 - (3) 住宅の耐震化施策
 - ア 課題
 - イ 施策展開の考え方
 - ウ 施策の基本方向
 - (4) 多数利用建築物の耐震化施策
 - ア 課題
 - イ 施策展開の考え方
 - ウ 施策の基本方向
 - (5) 防災拠点建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路の指定
 - (6) その他の施策
- 5 法による耐震性確保等のための措置に関する所管行政庁との連携
- 6 市町耐震改修促進計画の改定

1 計画の概要

(1) 計画改定の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、県内で240,956棟の家屋が全半壊し、6,434名の尊い命が犠牲となった。地震直後に発生した死者（約5,500名）の約9割は、住宅・建築物の倒壊等によって命を奪われたものであることが明らかになっており、住宅・建築物の耐震化の重要性が認識された。この教訓を踏まえ、県では住宅の耐震化において全国でも先導的な施策を実施してきた。

平成18年には「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が改正され、同法に基づく「兵庫県耐震改修促進計画」を策定し、県内の住宅・建築物の耐震化の目標と、目標を達成するための施策を定めて、耐震化対策を総合的に進めている。

その後、平成23年の東日本大震災により甚大な被害が発生したことから、平成25年に、一定規模以上の多数利用建築物等について耐震診断の実施が義務付けられるなどの措置が講じられたことを受け、平成27年に本計画の一部を改定した。

本県における耐震化率は、最近の推計によると、住宅では85.4%（H25）、多数の者が利用する建築物では86.6%（H27）にとどまるなど、本計画に定めた目標を下回っていることが明らかとなっている。このような状況の中で、南海トラフ地震や内陸活断層地震の発生の切迫性が指摘されており、地震時における県民の安全を確保するためには、引き続き住宅や建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、本計画を改定する。

(2) 計画の位置付け

本計画は、法第5条第1項の規定により、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき定めるものである。

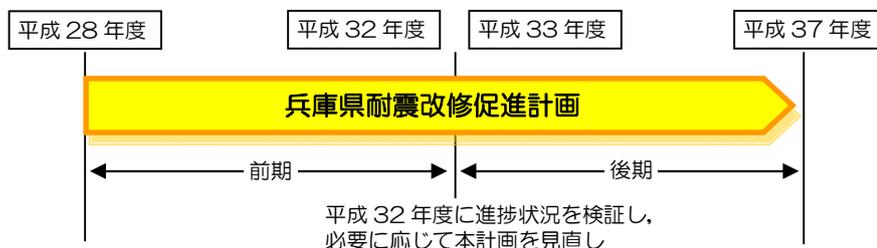
また、本計画は地震災害に備えることを目的とした、住宅・建築物の防災・減災対策を推進するための計画であり、「兵庫県地域防災計画」との整合を図りつつ定める。

なお、本計画に基づき、県内市町における耐震改修促進計画が定められる。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、中間の5年目に当たる平成32年度に進捗状況を検証し、必要に応じて本計画を見直す。



2 今後発生が想定される地震の規模及び被害の状況

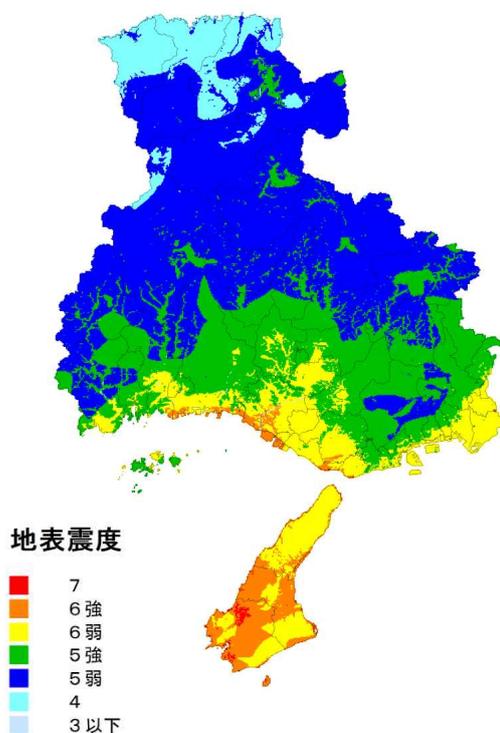
県では、過去の地震災害の状況などから、県内で甚大な被害が発生する可能性がある地震として南海トラフ地震及び内陸活断層地震のうち主要4地震を想定の上、想定される被害を公表しており、その結果は下表のとおりである。想定される被害を未然に防ぐためには、計画的に耐震改修を促進する必要がある。

なお、津波の被害が想定される区域では、救助活動が困難となるおそれがあるため、より一層の耐震化が必要となる。

	想定規模	揺れによる建物被害棟数（全壊）		
		木造	非木造	計
南海トラフ地震 ※発生しうる最大クラスを想定	M9.0	29,347	2,695	32,042
山崎断層帯地震 (大原・土万・安富・主部南東部)	M8.0	53,239	4,408	57,647
上町断層帯地震	M7.5	79,838	9,421	89,259
中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡-鳴門海峡)	M7.7	33,489	4,869	38,358
養父断層帯地震	M7.0	136	15	151

南海トラフ地震の地震動予測結果

(地表震度分布図)



(主な市町の最大地表震度)

- ・震度7：洲本市、南あわじ市
- ・震度6強：神戸市、尼崎市、伊丹市、姫路市、明石市、高砂市、たつの市、淡路市、加古川市、播磨町

3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 耐震化の状況

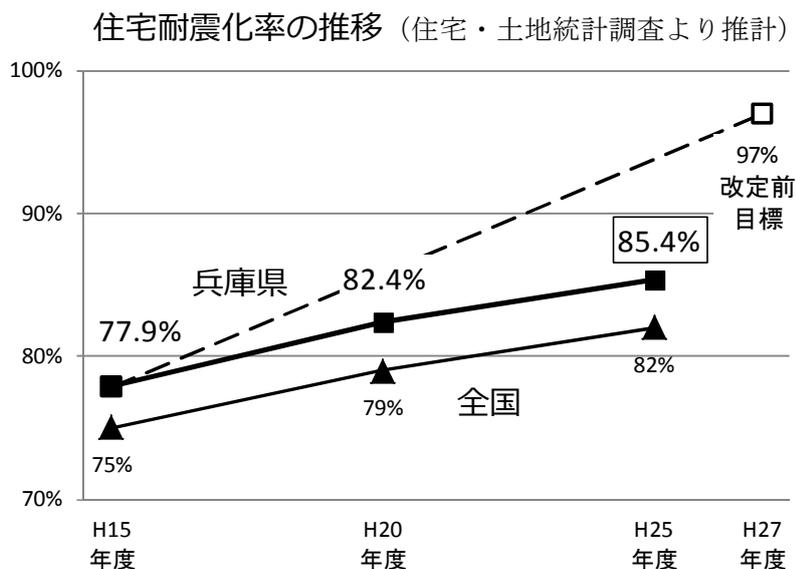
ア 住宅

住宅の耐震化率は、平成 27 年度に 97%とする改定前の目標に対し、平成 25 年度時点で 85.4%となっており、全国値よりも高い水準で推移しているものの、目標達成は困難な状況にある。

(7) 住宅総数 236.8 万戸

(4) 耐震性のない住宅数 34.6 万戸

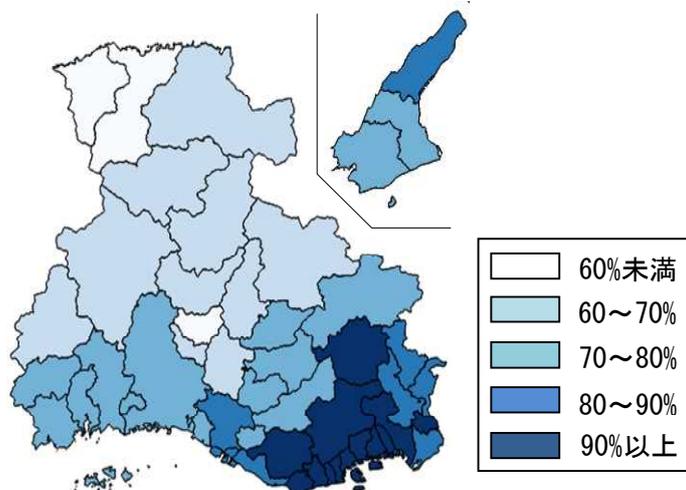
(5) 現況(平成 25 年度)耐震化率 85.4%



(イ) 地域別耐震化率

住宅の規模や建て方が地域により様々であることから、耐震化の状況は地域により異なる。

市町別耐震化率の状況 (H25 住宅・土地統計調査から推計)

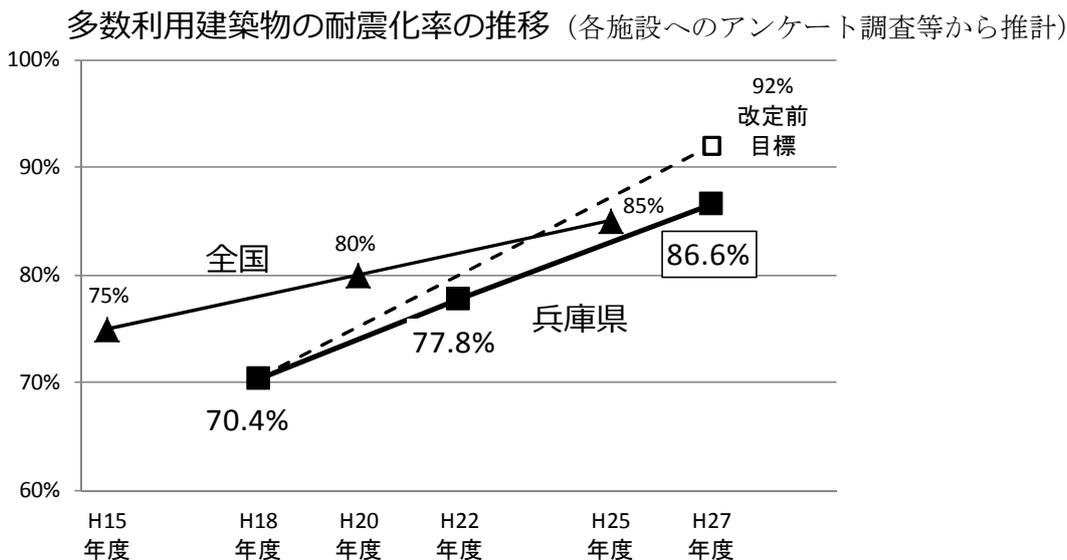


※県による試算値であるため、市町公表値とは異なる場合がある。

イ 多数利用建築物

法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の耐震化率は、平成27年度に92%とする改定前の目標に対し、全国値よりも高い伸び率を示しているものの、平成27年度時点で86.6%となっており、目標達成は困難な状況にある。

- (7) 多数利用建築物総数 25,797 棟
- (イ) 耐震性のない多数利用建築物数 3,466 棟
- (ウ) 現況(平成27年度)耐震化率 86.6%



(I) 用途別耐震化率

用途別に耐震化率をみると、公共建築物が耐震化率の上昇に大きく寄与しており、特に庁舎や学校等は90%を超えている。

用途別耐震化率の推移 (各施設へのアンケート調査等より推計)

	H18	H22	H27	公共	民間
庁舎	67%	73%	90%	90%	—
学校・病院・福祉施設	53%	72%	92%	95%	84%
その他施設 (ホテル旅館、物販店舗等)	65%	73%	83%	84%	83%
旧耐震基準建築物の規模別耐震化率※	大規模多数利用建築物		(40%)	(61%)	(31%)
	中規模多数利用建築物		(45%)	(74%)	(26%)
	小規模多数利用建築物		(35%)	(64%)	(31%)
賃貸住宅	80%	83%	87%	84%	88%

※()内は旧耐震基準建築物に限った耐震化率

(2) 目標設定の考え方

ア 住宅

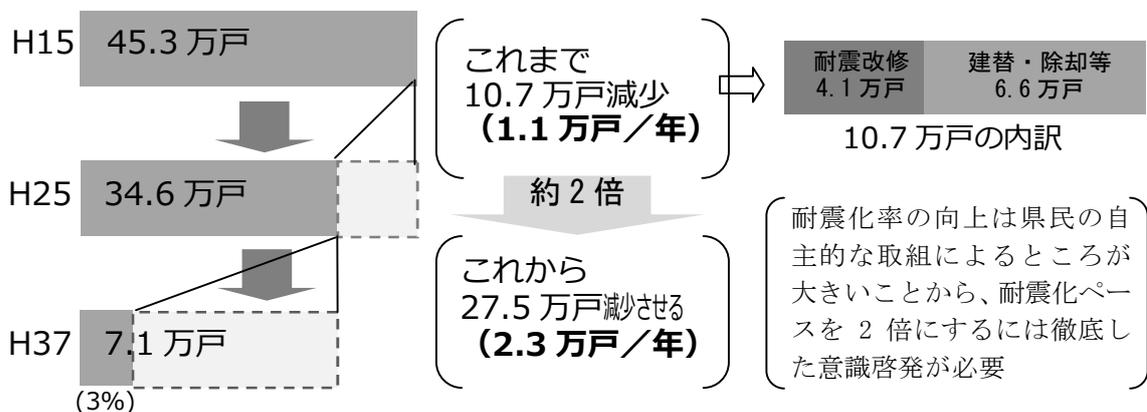
南海トラフ地震等の被害軽減のため、時間をかけても現行の目標値である耐震化率 97%は達成すべきである。このことは、県が実施する他の南海トラフ地震対策とも整合する。

このため、徹底した啓発活動を実施することで、耐震化ペースをこれまでの2倍にし、10年での目標達成を見込むとともに、意識啓発活動に関する目標を新たに設定する。

県が実施する他の南海トラフ地震対策

- ・南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムでは、耐震化率 97%達成により死者数を400人、全壊棟数を1.2万棟まで低減(死者数は760人減少、全壊棟数は23,100棟減少)
- ・社会基盤整備プログラムでは、津波対策を10年で概ね完了

耐震性のない住宅数の推移

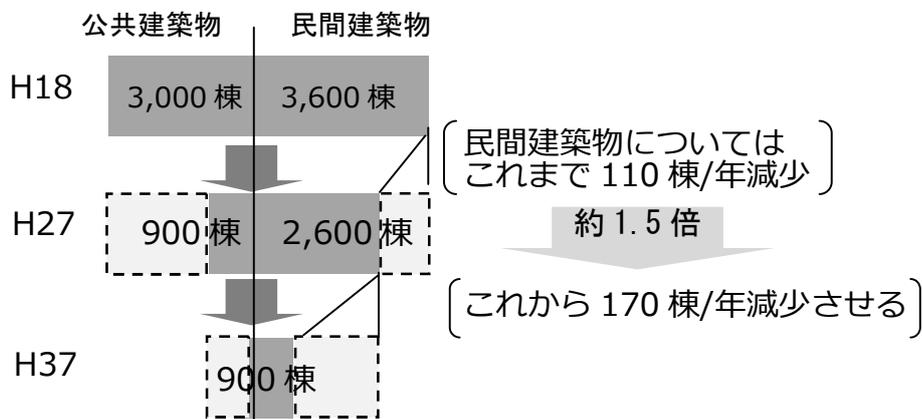


イ 多数利用建築物

南海トラフ地震等の被害軽減と災害対策初動期の機能確保のため、多数利用建築物の一層の耐震化が必要である。

このため、住宅と同じく耐震化率 97%の目標を設定し、10年での達成を見込むとともに、用途・規模別の目標を設定し、きめ細かい施策を展開する。

耐震性のない多数利用建築物数の推移



(3) 住宅の耐震化の目標

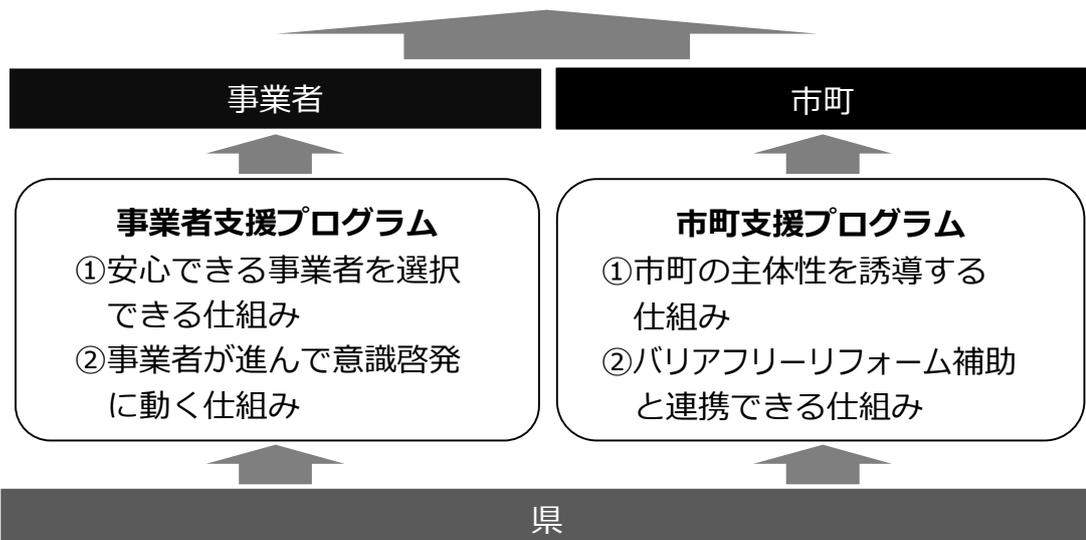
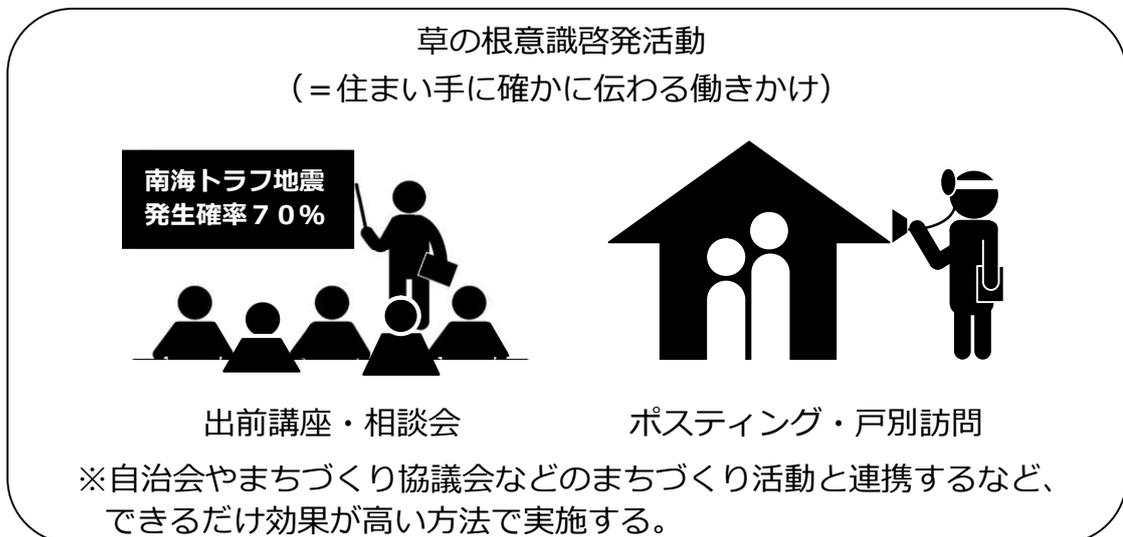
ア 耐震化率の目標

住宅の耐震化率を、平成 37 年度に 97%とする。

	現況（平成 25 年度）	目標（平成 37 年度）
住宅総数	236.8 万戸	236.6 万戸
耐震性なし	34.6 万戸	7 万戸
耐震化率	85.4%	97%
旧耐震基準住宅に限った耐震化率	(50%)	(85%)

イ 意識啓発活動の目標

耐震性のない住宅 34.6 万戸全てに対して「草の根意識啓発」を行う。



※事業者…建築士事務所や施工業者など住宅の耐震化について専門知識を有する企業、団体等

(4) 多数利用建築物の耐震化の目標

ア 耐震化率の目標

多数利用建築物の耐震化率を、平成 37 年度に 97%とする。

	現況 (平成 27 年度)	目標 (平成 37 年度)
建築物総数	25,797 棟	29,300 棟
耐震性なし	3,466 棟	900 棟
耐震化率	86.6%	97%

用途・規模別耐震化率の目標は、下表のとおりとする。

なお、庁舎（地震時の防災拠点となる建築物）、学校・病院・福祉施設（避難弱者が利用する建築物）及び耐震診断が義務付けられた大規模多数利用建築物は耐震化率 100%を目標とし、これら以外の中・小規模多数利用建築物はそれぞれ適切な目標を設定する。また、賃貸住宅は住宅と同じ目標とする。

区分	現況 (平成 27 年度)	目標 (平成 37 年度)
庁舎	90%	100%
学校・病院・福祉施設	92%	100%
その他施設	83%	95%
旧耐震基準 建築物の規 模別耐震化 率※	大規模多数利用建築物	(40%)
	中規模多数利用建築物	(45%)
	小規模多数利用建築物	(35%)
賃貸住宅	87%	97%

※()内は旧耐震基準建築物に限った耐震化率

4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、県及び市町は、所有者等の取組を支援する観点から必要な施策を講じる。

(2) これまでの施策の実施状況

改定前の計画に基づき、「わが家の耐震改修促進事業」を始めとした様々な施策を実施している。主な施策とその実施状況は、以下のとおりである。

	施策	実施状況
住宅	簡易耐震診断の推進 ・市町が旧耐震住宅へ診断員を派遣 ・県が診断員を登録、養成	・全市町で事業実施 ・累計診断戸数 71,346 戸 (H12～26)
	わが家の耐震改修促進事業等の推進 ・計画策定費・改修工事費を補助 ・防災ベッド等設置費を補助 ・補助制度活用者への利子補給	・全国トップクラスの制度に拡充 (工事費補助件数は都道府県で4位) ・全市町で上乗せ補助実施 ・累計補助戸数 (H15～26) 計画策定費 5,936 戸 工事費 3,342 戸
	普及啓発・環境整備等 ・相談体制の整備 ・様々な手段による広報 ・住宅改修業者登録制度 ・新工法の普及	・ひょうご住まいサポートセンターにおける相談の実施 ・広報誌、HP等による広報 ・登録業者数 388 社 (H26 末) ・新工法コンペを2回実施
多数利用建築物	公共建築物の耐震化	・県と市町で計画的に推進 (公営住宅を除くと92%達成)
	民間建築物の耐震化	・耐震診断が義務付けられた大規模建築物の診断・設計・改修工事費を支援 ・指示対象となる中規模建築物の診断費を支援
	地震時の建築物の総合的な安全対策等	・落下物事故防止対策や超高層ビルへの指導等を実施
緊急輸送道路 防災拠点建築物	防災拠点建築物の指定	・避難所となるホテル・旅館を指定、補助制度創設
	緊急輸送道路の指定	・指示対象路線を約2,800km指定、補助制度創設

(3) 住宅の耐震化施策

ア 課題

[事業者の力が十分活用されていない]

- (7) 県民へのアンケートでは、工事の実施に当たって、事業者の選定が難しいこと及び費用の妥当性に関する情報が不足していることが分かる。

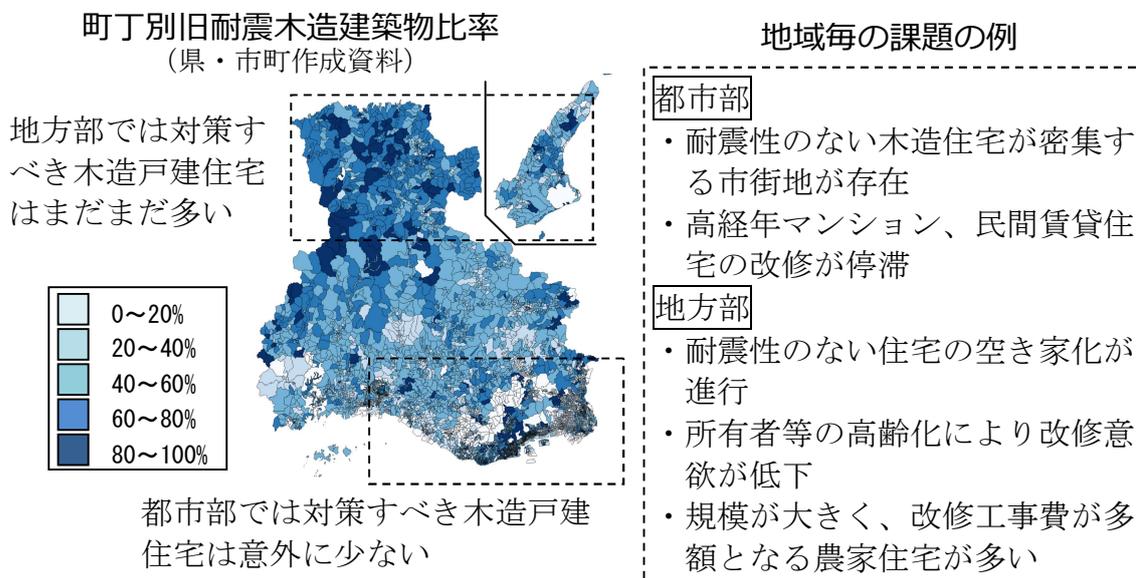
アンケート調査結果（抜粋）と対応案

アンケート調査結果（抜粋）	対応案
工事の実施に係る課題は、①費用の妥当性が判断できない、②事業者の選定が困難	工事費や事業者に関する適切な情報提供
高額のため改修工事をあきらめた方が多い	部分型改修工事補助の普及啓発
補助制度不満の第1位は手続時間の長さ	窓口と審査のワンストップ化

- (4) 耐震改修工事費への補助の実績が兵庫県より多い静岡県、愛知県及び高知県のように、事業者への信頼感の付与、事業者実績の公表など、事業者の力をうまく活用する制度を整備することが求められている。

[市町の力が十分活用されていない]

- (7) 住宅の規模や建て方は地域により異なるため、地域毎の課題に対応する市町のより一層の取組が必要である。



- (4) 戸別訪問等による県民への直接的な意識啓発活動が不足している。
 (5) 市町事業として実施しているバリアフリーリフォーム補助等と連携できる仕組みが不十分である。

イ 施策展開の考え方

補助額や補助対象範囲が全国的に高い水準である補助制度を維持しつつ、比較的遅れている意識啓発活動の充実と地域毎の課題への対応を進める必要がある。

このため、制度立ち上げ期に効果を発揮した県主体による事業推進を見直し、県、市町及び事業者の効果的な役割分担を図り、より一層の取組を引き出す。

ウ 施策の基本方向

(7) これまでの施策の着実な推進

以下に掲げるこれまでの施策を引き続き着実に推進する。

a 簡易耐震診断の推進

簡易耐震診断推進事業により耐震診断を促進するとともに、同事業を実施する簡易耐震診断員を養成し、その活用を図る。

b ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進

(a) 耐震性のない住宅に対し、耐震改修計画策定費、耐震改修工事費、建替工事費への補助を行う。

(b) 多額の費用負担が困難な世帯等に対しては、比較的 low コストで地震対策が可能な、部分型改修工事費や防災ベッド等設置費への補助を行う。

(c) 金融機関から融資を受けて住宅の耐震改修工事を実施する場合に、利子補給を実施する。

c 普及啓発・環境整備等

(a) 県民が耐震改修の実施に当たり、安心して事業者を選択できる環境を整備するため、「住宅改修事業の適正化に関する条例」に定める住宅改修業者を登録する制度（以下「住宅改修業者登録制度」という。）を推進する。

(b) 居住しながら補強が可能な工法、低価格な工法など新しい耐震改修工法の活用を推進する。

(c) 耐震化に関する県民の相談に対応するため、各市町、県民局及びひょうご住まいサポートセンターにおいて相談体制を充実させるとともに、建築関係団体と連携して、技術的な相談にも対応できる体制を整備する。

(d) 行政広報誌、パンフレット、ポスター、ホームページ、新聞及びテレビなど様々な手段を通じて、地震の危険性や耐震化の必要性について県民に広く情報を提供する。

(イ) 新たな施策の実施

意識啓発活動の充実と地域毎の課題への対応を進めるため、以下に掲げる施策を実施する。

[事業者支援プログラムの実施]

a 安心できる事業者を選択できる仕組みの構築

(a) 補助を受けた耐震改修工事を施工する事業者に対し、住宅改修業者登録制度への登録を義務付けるとともに、事業者の工事实績等を公開する。

(b) 事業者に対して、耐震改修工事に関する技術や低価格化のノウハウ、

補助制度の手続などに関する講習会等を実施する。

b 事業者が進んで意識啓発に動く仕組みの構築

- (a) 耐震診断を実施した県民を耐震改修工事に適切に導くため、簡易耐震診断員が診断後のフォローアップを実施できる環境を整備する。
- (b) 事業者による自主的な意識啓発活動を促進するため、地震の危険性や耐震化の必要性を分かりやすく示した意識啓発用資料を作成する。
- (c) 工事中の住宅を近隣へ公開するための環境を整備する。
- (d) 改修工事費補助を定額化するなど、補助制度の手続の簡略化を図る。

[市町支援プログラムの実施]

c 市町の主体性を誘導する仕組みの構築

- (a) 市町は耐震改修促進計画に目標を定めて草の根意識啓発活動を実施し、県は技術的・財政的支援を行う。
- (b) 市町による主体的な取組をより一層引き出すため、補助制度の事業主体を県から市町に段階的に移行する。

補助制度の事業主体の移行

メニュー	改修工事費補助	部分型改修工事費補助	建替工事費補助
H28～	県・市町※1	県・市町※2	市町
H29～	市町	市町	市町

※1 神戸市以外の市町においては、すべて県が事業主体

※2 神戸市は全てのメニューの事業主体

神戸市以外の市町は技術審査が不要なメニュー（屋根軽量化型・シェルター型）の事業主体

- (c) 県は市町に対する補助を行い、市町が地域特性に応じて要件を設定できるように、必要に応じて県の補助要件を緩和する。

地域特性に応じた要件設定のイメージ

都市部

- 密集市街地内での耐震改修工事に補助額UP
(市町によるきめ細かな要件設定を誘導)
- 高経年マンションの段階的な耐震改修工事も対象
- 民間賃貸住宅の耐震改修工事への補助を拡充
(法人排除要件、所得要件を緩和)

地方部

- 空き家の一棟貸しや非住宅への耐震改修工事も対象
(住宅限定要件、所有要件、県民要件を緩和)
- UJI ターン等により世代交代する住宅の耐震改修工事に補助額UP
- 農家住宅等の部分型改修工事に補助額UP
(市町によるきめ細かな要件設定を誘導)

d バリアフリーリフォーム補助と連携できる仕組みの構築

人生 80 年いきいき住宅助成事業の要件として、旧耐震基準住宅には耐震診断の実施を義務付ける。

(4) 多数利用建築物の耐震化施策

ア 課題

[中・小規模の多数利用建築物への支援が不足]

耐震化率の向上には現状において耐震化率の低い民間建築物の耐震化を促進することが重要である。しかしながら、耐震診断が義務付けられた大規模多数利用建築物等への補助制度は整備されているものの、義務付け規模未満の多数利用建築物への補助メニューが少なく、所有者が耐震化に踏み切りにくい。

規模別民間多数利用建築物への補助制度の有無（H27 時点）

区分	大規模多数利用建築物			中規模多数利用建築物			小規模多数利用建築物		
	診断	設計	改修	診断	設計	改修	診断	設計	改修
現状	○	○	○	○	※1	※1	×	※1	※1
補助率等	83.3%	66.6% (83.3%)	44.8% (73.3%)	66.6%	×	×	×	×	×

※1 避難弱者が利用する建築物には補助あり

※2 () 内は災害時に避難所として活用する協定を締結したホテル・旅館への補助率

イ 施策展開の考え方

多数利用建築物は、法による耐震診断義務付け等により所有者意識の向上が図られたが、その規模によらず補助を受けられる住宅に比べ補助制度は十分ではない。

公共建築物や大規模多数利用建築物の耐震化を引き続き推進するとともに、耐震化をさらに促進するため、中・小規模の多数利用建築物に対する支援を充実させる。

ウ 施策の基本方向

(7) これまでの施策の着実な推進

以下に掲げるこれまでの施策を引き続き着実に推進する。

a 公共建築物の耐震化

公共建築物の計画的な耐震化推進のため、各管理者は、本計画を踏まえ、耐震診断・耐震改修促進プログラムを策定し、その耐震化に取り組む。

b 民間建築物の耐震化

(a) 耐震性のない大規模多数利用建築物に対し、耐震改修計画策定費及び耐震改修工事費への補助を行う。特に、被災後の避難生活者を長期間受け入れることができるホテル・旅館等であって、災害時に避難所として活用することについて県又は市町と協定を締結しているものについては重点的に支援を行う。

(b) 旧耐震基準で建築された中規模多数利用建築物に対し耐震診断費への補助を行う。

(イ) 新たな施策の実施

全ての市町による多数利用建築物への支援制度の整備を促進し、耐震診断後の大規模多数利用建築物を耐震改修工事へ誘導するとともに、中・小規模

の多数利用建築物に対する支援を充実させるため、以下に掲げる施策を実施する。

a 中・小規模多数利用建築物への支援制度の拡充

- (a) 耐震性のない中規模多数利用建築物のうち、被災後の避難生活者を長期間受け入れることができるホテル・旅館等であって、災害時に避難所として活用することについて県又は市町と協定を締結しているものに対し、耐震改修計画策定費及び耐震改修工事費への補助を行う。
- (b) 旧耐震基準で建築された小規模多数利用建築物に対し、耐震診断費への補助を行う。

b 多数利用建築物への融資制度の拡充

旧耐震基準で建築された多数利用建築物への融資制度を拡充する。

(5) 防災拠点建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

a 防災拠点建築物の指定

法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物として次の建築物を指定する。

- (a) 法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、被災後の避難生活者を長期間受け入れることができるホテル・旅館等であって、災害時に避難所として活用することについて県又は市町と協定を締結しているもの

診断結果の報告期限：平成27年12月31日

- (b) 地域防災計画に災害応急対策に必要な施設として位置付けられた官公署又は指定緊急避難場所等のうち、特に市町が耐震性を確保する必要があると認めるものとして知事が定めるもの

診断結果の報告期限：知事が定める期限

b 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

- (a) 法第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物（法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。）の耐震化の促進を図る必要のある道路として、次の道路を指定する。

兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路（国道2号ほか301路線）

- (b) 法第5条第3項第2号に規定する沿道の建築物（法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。）の耐震化の促進を図る必要のある道路については、市町と連携して道路の通行の確保のため耐震化が必要な沿道の建築物の実態把握を進め、必要に応じて指定を検討する。

- (c) 市町耐震改修促進計画において沿道の建築物の耐震化を促進する必要がある道路を指定する場合には、県と協議を要するものとする。

- (d) 地震発生時に通行を確保すべき道路の通行の確保のために耐震化が必要な沿道の建築物に対し、必要に応じて耐震改修に係る費用等への補助を行う。

(6) その他の施策

a 地震時の建築物の総合的な安全対策等の実施

- (a) エレベーターの閉じ込めや大規模なつり天井の崩落を防止するため、エレベーターの防災対策改修を支援する制度を検討するとともに、大規模なつり天井については実態調査を進め、耐震改修を支援する制度を検討する。
- (b) 超高層建築物については、新築等されるものに対し、高層建築物等防災計画書作成要領に基づき、備蓄倉庫の設置や中間避難階における一時避難エリアの設置を指導するとともに、既存のものに対し、定期報告時にこれらの対策を指導する。また、南海トラフ地震で想定される長周期地震動に対して超高層建築物の安全性を確保できるように、建築学会等の提言を踏まえた国の取組状況を把握しながら、必要な施策を検討する。
- (c) その他地震時の総合的な安全性を確保するため、以下の取組を推進する。
- ・窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策
 - ・ブロック塀等の倒壊対策
 - ・家具の転倒防止対策
 - ・住宅や建築物の土砂災害対策

b 耐震改修計画等の評価体制の確保

耐震診断の結果又は耐震改修計画の妥当性について判定を行う次に掲げる団体と連携・協力を図り、評価体制を確保する。

(既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の登録団体)

- ・公益社団法人 兵庫県建築士会
- ・一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会
- ・公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター

c 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を養成するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。

また、被災した建築物の復旧等の相談に対応するため、兵庫県建築士事務所協会等の建築関係団体における被災度区分判定体制の整備を進める。

d 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、自然災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取組を推進する。

5 法による耐震性確保等のための措置に関する所管行政庁との連携

多数利用建築物等の耐震改修を促進するため、県内の所管行政庁間の連絡会議を設置して、以下に掲げる措置について具体的な取組方針を協議する。

県内の所管行政庁は、その方針を踏まえて必要な措置を行う。

- ・ 法第 12 条又は第 15 条に基づく指示・指導等
- ・ 建築基準法第 10 条に基づく勧告又は命令

6 市町耐震改修促進計画の改定

市町は、管内の住宅・建築物の耐震改修を促進するため、また、自らが所有する建築物の耐震改修を計画的に進めるため、本計画に基づき、市町耐震改修促進計画を早期に改定する。

(1) 目標に定める事項

市町は、本計画に掲げる目標と整合するように、住宅と多数利用建築物それぞれの耐震化率の目標を定めるとともに、住宅については意識啓発活動の目標を定める。

(2) 施策に定める事項

市町は、住宅の耐震化施策として、市町毎の課題に対応した補助制度の整備、草の根意識啓発活動の実施計画等を、多数利用建築物の耐震化施策として、中・小規模多数利用建築物への支援制度の整備等を定める。

(参考) 用語集

●南海トラフ地震

南海トラフ地震とは、日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている地震のこと。南海トラフとは、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ 4,000 メートル級の海底の溝(トラフ)で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。総延長は約 770 キロメートル。「トラフ」は「舟状海盆」と訳され舟底のようなくぼ地を意味し、水深 6,000 メートル以上に達する海溝と区別される。

●内陸活断層地震

地下の岩盤にある活断層がずれることにより発生する地震のこと。

●耐震診断

地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組(構造躯体)の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。

●耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕又は模様替え等を行うこと。

●兵庫県地域防災計画

災害対策基本法に基づき、地震や風水害などの災害の予防や災害が発生した場合の応急対策・復旧対策を行うため、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。

●多数利用建築物

法第 14 条第 1 号に掲げる建築物のこと。多数利用建築物のうち、法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物を「大規模多数利用建築物」、法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物を「中規模多数利用建築物」、法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物(中規模多数利用建築物を除く。)を「小規模多数利用建築物」と呼ぶ。

【多数利用建築物の用途・規模】

(用途) 学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等

(規模) 大規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数 3 以上かつ 5,000 m²以上

中規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数 3 以上かつ 2,000 m²以上

小規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数 3 以上かつ 1,000 m²以上

●旧耐震基準

住宅・建築物を建築するときに考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められおり、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は1981年（昭和56年）の建築基準法の改正によるもので「新耐震基準」と呼ばれており、それ以前の耐震基準を「旧耐震基準」と呼ぶ。新耐震基準では、中程度の地震に対しては建築物に被害が起こらないことを、強い地震に対しては建築物の倒壊を防ぎ、建築物内又は周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

●長周期地震動

揺れの周期が長い（2、3～20秒）波を多く含む地震動で、ゆっくりとした揺れが非常に長く続く特色がある。超高層建築物の有する固有の振動数と一致すると大きな振動が発生する。

●超高層建築物

高さが60mを超える建築物のこと。建築基準法により、他の建築物よりも厳しい構造基準が設けられている。

●被災建築物応急危険度判定

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するもの。

●被災度区分判定

地震により被災した建築物を対象に、その建築物の内部に立ち入り、建築物の傾斜及び沈下、構造躯体の損傷状況等を調査することにより、その被災度を区分するとともに、継続使用のための復旧の要否を判定するもの。